

都市計画法による命令の公示

（土地又は工作物等の）所在地

命令を受けた者の氏名

この（土地又は工作物等）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に違反しているので、  
年 月 日  
付けで、同法第八十一条第一項の規定に基づき、  
を命じた。

注意事項

- 1 この標識を損壊した者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条の公用文書毀棄罪<sup>き</sup>で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、  
を行った場合は罰せられます。

3 年 月 日に、

水道事業者名  
電気事業者名  
ガス事業者名  
に対し

て  
水道  
電気  
ガス  
の供給の申込みの承諾を保留するよう要請して  
います。

年 月 日

高知県知事